



公安の維持と 災害対策

第4章

第1節

国際テロ情勢

(1) イスラム過激派等

2008年（平成20年）中には、インド・ムンバイにおける連続テロ事件により、邦人1人を含む約160人が死亡するなど、表4-1のとおり、世界各地でテロ事件が相次いで発生した。

2001年（13年）9月の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されているにもかかわらず、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にある。中でも、「アル・カーイダ」は、米国に対するジハード（聖戦）の象徴的存在として、世界のイスラム過激派を惹き付けている。また、「アル・カーイダ」を始めとするイスラム過激派は、過激思想を介して緩やかなネットワークを形成しているとみられる。過激派組織及びその支援者は、インターネット等を効果的に活用して、過激思想を広めるとともに、構成員を勧誘するなどしているとみられる。これらの影響を受け、最近では、「アル・カーイダ」の中核（指導部）と直接の関係性を有しない組織等がテロの敢行を企図する傾向が世界各地でみられる。特に、テロと何のかかわりもなかった個人が、インターネット等を通じて過激化してテロを引き起こす現象の危険性が各国で認識されている。



インド・ムンバイにおける連続テロ事件（AFP=時事）

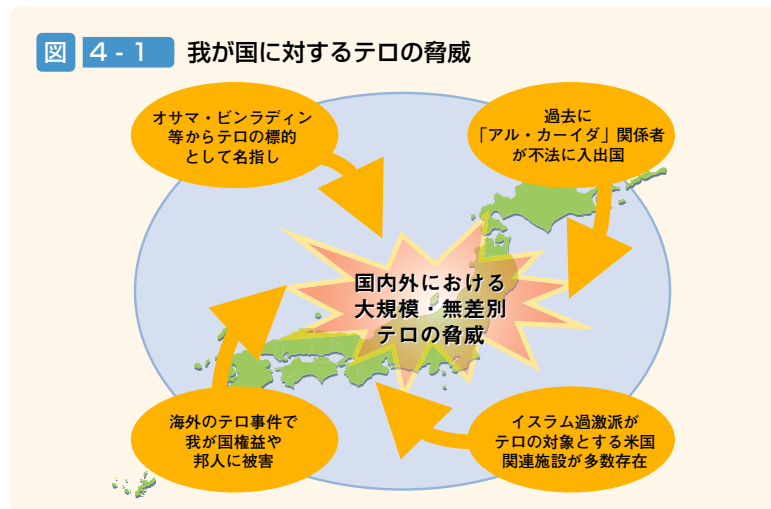
表 4-1 2008年（平成20年）に発生した主な国際テロ事件等

発生日	事件等
6月2日	パキスタン・イスラマバードにおけるデンマーク大使館に対する爆弾テロ事件
7月1日	インドネシア・パレンバンにおけるテロ計画摘発
7月7日	アフガニスタン・カブールにおけるインド大使館に対する爆弾テロ事件
8月19日	アルジェリア・イセルにおける警察学校に対する爆弾テロ事件
9月17日	イエメン・サヌアにおける米国大使館に対する爆弾テロ事件
9月20日	パキスタン・イスラマバードにおける米国系ホテルに対する爆弾テロ事件
11月26日	インド・ムンバイにおける連続テロ事件

(2) 我が国に対するテロの脅威

我が国は「アル・カーイダ」からテロの標的として名指しされ、過去に「アル・カーイダ」の関係者が不法に入出国していたことが確認されるなどしており、我が国は、国内における大規模・無差別テロ、海外における我が国の権益や邦人に対するテロの脅威に直面している。

図 4-1 我が国に対するテロの脅威



(3) 日本赤軍と「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、最高幹部の重信房子がハーグ事件^(注1)等により起訴され公判中^(注2)の平成13年4月に日本赤軍の「解散」を宣言したのを受け、同年5月、組織としても「解散」の決定を表明したが、その後も別名称を使用して活動を継続しており、テロ組織としての危険性に変化はない。

警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、国際手配中の7人の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組みを推進している。

② 「よど号」グループ

1970年(昭和45年)3月31日、田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており^(注3)、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

また、「よど号」犯人の妻らについては、これまでに帰国した5人を旅券法違反(返納命令)等で逮捕し、いずれも有罪が確定している。その子女については、これまでに20人全員が帰国している。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



国際手配中の日本赤軍と「よど号」グループ

(4) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案

警察では、平成21年6月1日現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件(被害者17人)及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件(被害者2人)の合計13件(被害者19人)を北朝鮮による拉致容疑事案と判断し、拉致の実行犯として8件に係る11人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

表 4-2 日本人が被害者である拉致容疑事案(12件17人)

	発生時期	発生場所	被害者(年齢は当時)	事案(事件)名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡(現 鳳珠郡)	久米裕さん(52)	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん(29)	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん(13)	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月ころ	兵庫県神戸市	田中実さん(28)	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月ころ	不明	田口八重子さん(22)	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん(23) 地村(旧姓:濱本)富貴恵さん(23)	アベック拉致容疑事案(福井)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん(20) 蓮池(旧姓:奥土)祐木子さん(22)	アベック拉致容疑事案(新潟)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡(現 日置市)	市川修一さん(23) 増元み子さん(24)	アベック拉致容疑事案(鹿児島)
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡(現 佐渡市)	曾我ひとみさん(19) 曾我ミヨシさん(46)	母娘拉致容疑事案
10	昭和55年5月ころ	欧州	石岡亨さん(22) 松本薫さん(26)	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月中旬	宮崎県宮崎市	原教晃さん(43)	幸光洙事件
12	昭和58年7月ころ	欧州	有本恵子さん(23)	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注：このうち、地村保志さん、地村(旧姓:濱本)富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池(旧姓:奥土)祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

注1：1974年(昭和49年)9月、奥平純ら3人が、オランダ・ハーグ所在のフランス大使館を占拠し、大使ら11人を人質として監禁した事件

2：平成18年2月、東京地方裁判所で懲役20年の判決を受け、同年3月、弁護側、検察側双方が東京高等裁判所に控訴していたが、19年12月、これらが棄却されたため、20年1月、弁護側が最高裁判所に上告した。

3：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

表 4-3 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案名
昭和49年6月中旬	福井県小浜市	コキヨシミ 高敬美さん(7) コガン 高剛さん(3)	姉弟拉致容疑事案

また、警察では、これらの事案以外にも、「北朝鮮による拉致ではないか」とする告訴・告発や相談・届出を受理し、関係機関との連携の強化を図りつつ、所要の捜査や調査を進めている。
 なお、北朝鮮は、2008年（20年）8月の日朝実務者協議において拉致問題の調査の具体的な態様等について合意したにもかかわらず、我が国の首相の交代を理由に調査を先送りしている。

図 4-2 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	欧州における日本人女性 拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案(福井) 辛光洙事件	辛光洙事件	母娘拉致容疑事案	アベック拉致容疑事案 (新潟)
被疑者	魚本(旧姓:安部)公博	キム セ ホ 金 世 鎬	辛 光 洙	キム キルウク 金 吉旭	通称 キム・ミヨンスク	通称 チェ・スンチョル
国際手配 年月	平成14年10月	平成15年1月	平成14年9月(原さんへの成替容疑) 平成18年3月(池村夫妻拉致容疑) 平成18年4月(原さん拉致容疑)	平成18年4月	平成18年11月	平成18年3月
事案（事件）名	アベック拉致容疑事案(新潟)		姉弟拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		
被疑者	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン	ホンスヘ 洪寿恵こと木下陽子	森順子	若林(旧姓:黒田)佐喜子	
国際手配 年月	平成19年2月	平成19年2月	平成19年4月	平成19年7月	平成19年7月	

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。
 中でも、1987年（昭和62年）に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により敢行された。

図 4-3 北朝鮮による主なテロ事件

韓国大統領官邸（青瓦台）襲撃未遂事件

1968年（43年）1月、韓国軍人に偽装して同国に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ31人が、朴正熙韓国大統領等の暗殺を企図して、韓国大統領官邸（青瓦台）付近の路上で韓国当局と銃撃戦を行い、民間人等を死傷させたもの

ビルマ・ラングーン事件

1983年（58年）10月、ビルマ（現ミャンマー）に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ3人が、同国を訪問中の全斗煥韓国大統領等の暗殺を企図し、訪問先であるアウンサン廟において爆弾テロを引き起こし、韓国外務部長官等を死傷させたもの

大韓航空機爆破事件

1987年（62年）11月、日本人名義の偽造旅券を所持した北朝鮮工作員の金勝一と金賢姫が、北朝鮮において指令を受け、バグダッド発ソウル行きの大韓航空機858便に時限爆弾を仕掛け、ビルマ南方アングマン海域上空で爆破させ、乗員乗客全員を死亡させたもの

第2節

国際テロ対策

(1) テロの未然防止対策の推進

① 情報収集と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。そこで、警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、情報の収集・分析を強化しているほか、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備を始めとする諸対策に活用している。

また、国際手配されていたフランス人の「アル・カーイダ」関係者が、他人名義の旅券を使用して不法に入出国を繰り返し、国内に潜伏していた事案等について、警察では、引き続き、徹底した捜査を推進している。

② 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、平成16年1月、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理(担当)官^(注)が置かれ、関係機関の連携の下で、テロリストの入国阻止や不審物の処理等、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備に係る改善等に成果を上げている。

③ 重要施設の警戒警備

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢を踏まえ、首相官邸、空港、原子力発電所、米国関連施設等の重要施設や鉄道等の公共交通機関の警戒警備を強化している。

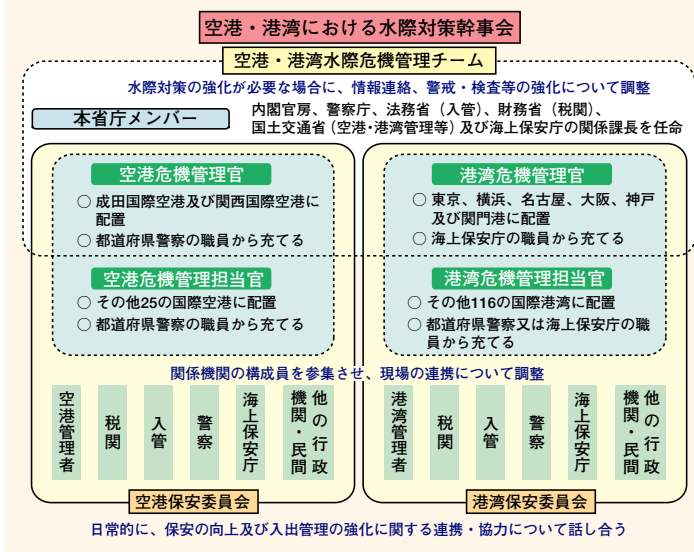
④ テロの未然防止に向けた各種施策の推進

16年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において「テロの未然防止に関する行動計画」が策定された。

また、20年12月、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、これまでの国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における成果も踏まえつつ「テロの脅威等への対処」のための施策が盛り込まれた。警察では、これらの施策を確実に推進していくこととしている。

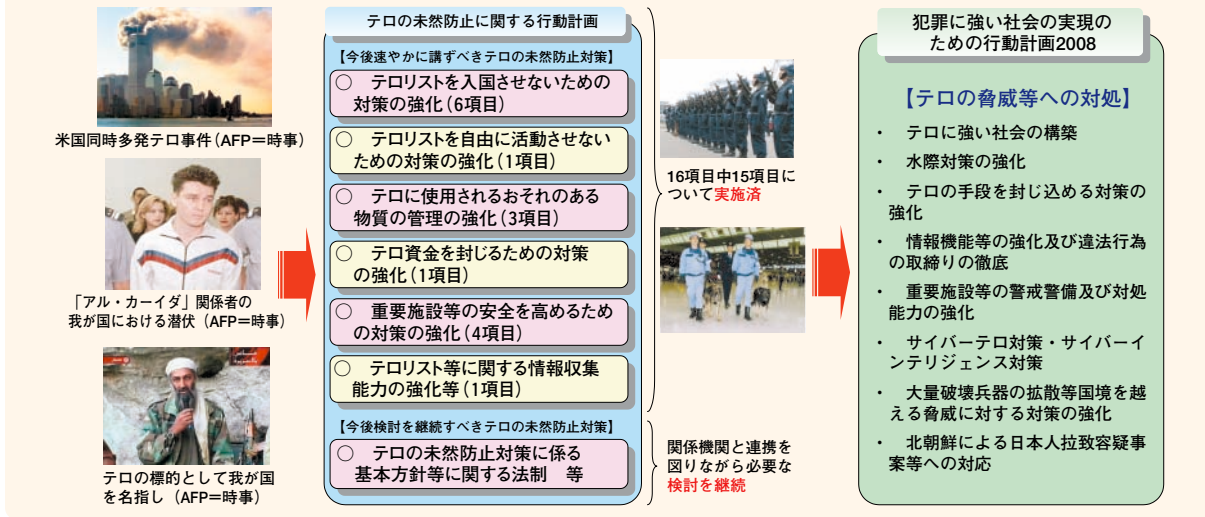
注：空港危機管理(担当)官及び一部の港湾危機管理担当官に都道府県警察の警察官を充てている。

図 4-4 空港・港湾における水際対策・危機管理体制の強化



首相官邸における警戒

図 4-5 テロの未然防止に向けた各種施策の推進



なお、テロ対策の要諦は未然防止にあることから、その対策の推進に資するため、テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制を整備することが必要である。警察庁では、関係機関と連携を図りながら、諸外国の法制の研究を行うなど法制の整備に必要な検討を行っている。

(2) テロへの対処体制の強化

① テロ対処部隊の充実強化

警察では、テロが万一発生した場合に備え、特殊部隊(SAT)^(注1)や銃器対策部隊、NBCテロ^(注2)対応専門部隊といった各種部隊を設置し、その充実強化を図っている。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関とも連携して、日々訓練を実施している。

② スカイ・マーシャルの運用

2001年(平成13年)9月の米国における同時多発テロ事件以降、航空機がハイジャックされて自爆テロに用いられないようにするため、諸外国では、地上における航空保安対策の強化に加え、警察官等が航空機に警乗するスカイ・マーシャル制度の導入が進んでいる。

警察では、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携して、16年12月からスカイ・マーシャルを運用しており、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努めている。

図 4-6 テロ対処部隊の概要



注1: Special Assault Team

2: N (Nuclear: 核) B (Biological: 生物) C (Chemical: 化学) 物質を使用したテロの総称

③ 国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の派遣

警察庁では、1996年（8年）の在ペルー日本国大使公邸占拠事件の教訓を踏まえ、国際テロ緊急展開チーム（TRT）^{（注1）}を設置し、国外で邦人や我が国の権益に係る重大テロ事件が発生した際に、同チームを派遣し、現地治安機関と緊密に連携しつつ、情報収集や人質交渉等の捜査活動支援を行ってきた。

2002年（14年）10月のインドネシア・バリ島における爆弾テロ事件では、同国の治安機関からの支援要請に基づき、DNA型鑑定の特任家をTRTの一員として現地に派遣した。こうした支援要請には様々なものがあることから、16年8月、従来のTRTを発展的に改組し、現地治安機関に対してより広範囲の支援活動を行う能力を持つ国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）^{（注2）}を発足させた。

④ 関係機関との連携強化

警察では、平素から防衛省・自衛隊と連携し緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備えた対処体制の強化を図っている。

12年以降、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で協定等を締結して武装工作員等事案を想定した治安出動に係る共同図上訓練を実施し、その成果等を踏まえ、17年10月から21年3月にかけて、44都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の師団等との間で、共同実動訓練を実施した。今後も各地でこれらの訓練を重ね、防衛省・自衛隊との緊密な連携の強化を図っていくこととしている。

また、海上保安庁とも連携して原子力発電所の警戒警備に当たっており、今後も共同訓練を実施するなど連携の強化を図っていくこととしている。

このほか、警察庁では、関係機関と連携して原子力事業者、特定の病原体等の所持者等に対し立入検査を実施するなどし、核物質防護の強化や生物テロの未然防止を図っている。

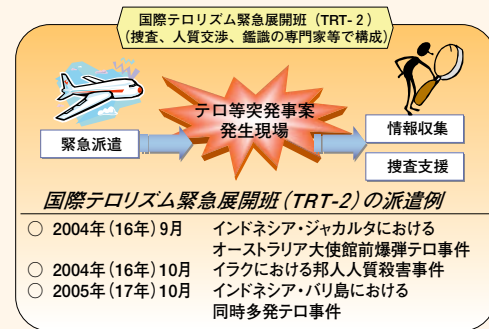
⑤ テロリスト等の資産凍結に係る貢献

我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1373号等で求められているテロリスト等の資産凍結にも積極的に取り組んでおり、警察庁も、「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議」に参加し、機動的な資産凍結実施に貢献している。

⑥ 海外における邦人の安全対策

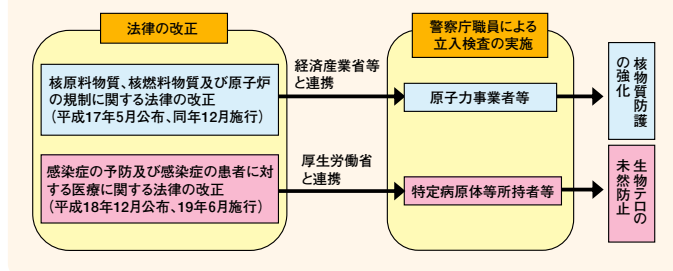
警察庁では、平素から専門知識を持つ職員を海外に派遣し、外国治安情報機関等との情報交換を行うなど積極的に情報収集活動を行い、国際テロ組織や国際テロリストの動向把握に努め、情報を随時関係機関等に提供するなど、海外における邦人の安全対策に貢献している。また、職員を海外安全対策会議^{（注3）}にパネリストとして派遣し、国際テロ情報や在外邦人が講ずべき安全対策等を教示している。

図 4-7 TRT-2の概要



陸上自衛隊との共同実動訓練

図 4-8 警察庁職員による立入検査の概要



注1：Terrorism Response Team

2：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas

3：（財）公共政策調査会等が、平成5年以降、毎年1回、海外主要都市で在外邦人の安全対策のために開催する会議

第 3 節

武力攻撃事態等への対処

(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置等

警察では、武力攻撃事態^(注1)及び武力攻撃予測事態^(注2)（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態^(注3)において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置等（以下「国民保護措置等」という。）を実施することとしている。

こうした事態への対処については、平素からの備えが重要であることから、都道府県警察では、国民保護法に基づく都道府県及び市町村の国民保護計画や市町村における避難実施要領のパターンの作成・変更作業に積極的に参画している。

(2) 国民保護訓練への参加

警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる訓練（以下「国民保護訓練」という。）に積極的に参加している。

平成20年10月の宮崎県国民保護共同図上訓練、同年11月の長野県国民保護共同実動訓練を始めとする内閣官房や各都道府県等が主催する国民保護訓練に参加し、住民の避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施した。

警察では、こうした訓練への参加を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における被災情報等の収集、住民の避難要領等について習熟するよう努めている。

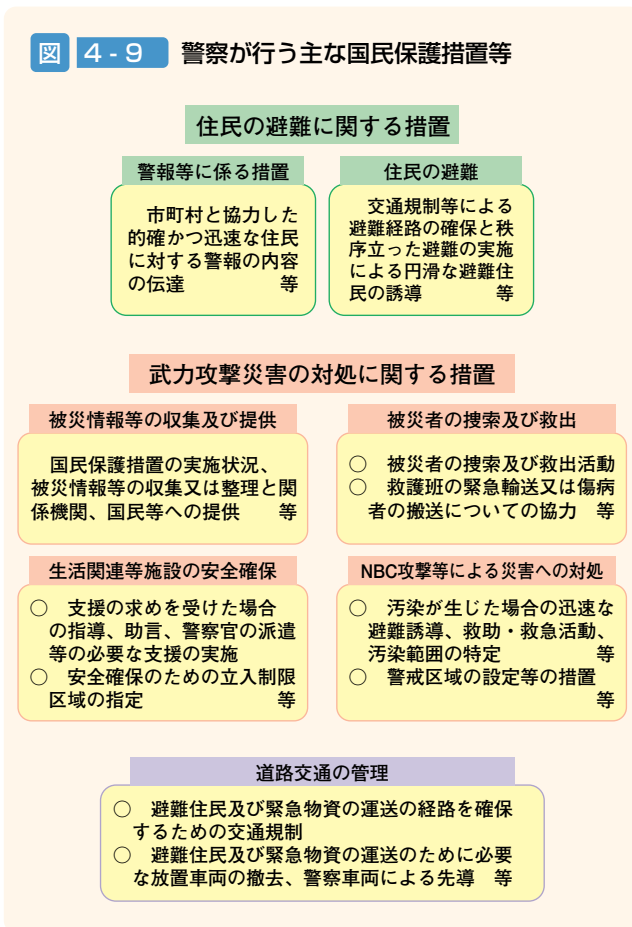


住民の避難・誘導



被災者の捜索・救出

図 4-9 警察が行う主な国民保護措置等



注1：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

注2：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

注3：武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する危険性が明白であると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なもの

第4節

サイバーテロ対策

国民生活や社会経済活動において、情報通信技術（IT）が幅広く用いられており、重要インフラ^{（注1）}の基幹システムに対してサイバー攻撃が実行された場合、その影響は極めて甚大であることから、サイバーテロの予兆等をできる限り早期に把握し、被害の未然防止及び拡大防止を図るため、警察では継続的なサイバーテロ^{（注2）}対策を実施している。

（1）サイバーテロ対策に係る体制

警察庁では、警備、生活安全及び情報通信の部門横断的なサイバーテロ対策推進室を設置して、サイバーテロ対策を推進している。

また、警察庁には、サイバーテロ対策の技術的中核としてサイバーフォースセンターが設置されており、24時間体制でボット^{（注3）}に感染したコンピュータの動向その他のサイバーテロの予兆を把握するためのリアルタイム検知ネットワークシステム^{（注4）}を運用し、サイバーテロ事案の認知に当たっている。また、同センターは、サイバーテロ発生時の緊急対処の技術支援の拠点として機能しており、各管区警察局等に設置されたサイバーフォースを通じて都道府県警察への支援に当たっている。



都道府県警察には、同様に部門横断的なサイバーテロ対策プロジェクトが設置されており、サイバーフォースの技術支援を受けつつ、官民連携した諸対策を推進している。

（2）サイバーテロ対策に係る取組み

① 重要インフラ事業者等との連携強化

サイバーテロ対策プロジェクトでは、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策セミナー、サイバーテロ対策協議会等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行っているほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めている。



重要インフラ事業者等との共同訓練

② インターネット利用者への情報提供

警察庁では、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」（<http://www.cyberpolice.go.jp/>）を開設し、サイバー攻撃等の発生状況等を一定時間ごとに表示する「インターネット定点観測」、各種プログラムのぜい弱性に関する注意喚起情報等を公開している。



@police

注1：情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）、医療、水道及び物流の各分野における社会基盤

注2：重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

注3：攻撃者の命令に基づき動作するプログラム

注4：インターネットとの接続点に設置した警察のセンサーからの情報を集約・分析するためのシステム。コンピュータ・ウイルス感染の拡大やサイバー攻撃等の発生状況を観測する。

第5節

対日有害活動の動向と対策

(1) 北朝鮮による対日諸工作

① 六者会合に関連した批判活動

北朝鮮は、六者会合^(注1)参加国である我が国が、拉致問題で進展がない限り、北朝鮮に対する経済・エネルギー支援を行わないとしていることに関し、「日本は六者会合の場にいるよりも、いっそのこと、いないほうがましな不便で面倒な存在となっている」などと批判活動を展開している。

② 日本政府がとる対北朝鮮措置に対する抗議

北朝鮮や朝鮮総聯^(注2)は、日本政府が、2006年(平成18年)の北朝鮮による弾道ミサイル発射等を受けて発動し、現在も継続している万景峰92号の入港禁止措置等の対北朝鮮措置を、「朝鮮総聯や在日朝鮮人等に対する政治弾圧」ととらえて、各種メディアを通じて激しい抗議を繰り返している。

③ 朝鮮総聯関連施設等に係る事件捜査に対する抗議

北朝鮮や朝鮮総聯は、警察等が行った朝鮮総聯関連施設等に係る事件捜査に関し、「寝耳に水のとんでもない口実を突き付け、このようなファッショ暴挙を敢行した」、「対朝鮮敵視政策を強行して総聯弾圧策動を引き続き敢行している日本反動らの犯罪行為は、必ず清算されるであろう」などと激しく抗議している。



日本政府がとる対北朝鮮措置に対する抗議



捜査に対する抗議

事例

朝鮮総聯傘下団体である在日本朝鮮東京都新宿商工会元幹部(54)は、同商工会幹部(33)と共謀の上、18年3月ころから20年3月ころにかけて、税理士ではなく、法律に別段の定めがある場合ではないのに、同商工会会員の求めに応じ、税務書類を作成して税理士業務を行った。同年11月に同元幹部を、同年12月に同幹部を、それぞれ税理士法違反(税理士業務の制限)で逮捕した(警視庁)。

④ 祝宴等を通じた各界関係者に対する働き掛け

朝鮮総聯は、北朝鮮の各種記念日をとらえた祝宴に、我が国の各界関係者や北朝鮮の主張に同調する日本人等を招待するとともに、その中で、「宴会参加者が、平壤宣言に従い、朝日関係を改善し、国交正常化を実現させ、在日同胞の人権と生活権、民族教育を始めとした諸般の権利を守るための我々の活動に惜しみない支援をしてくれることを確信する」(許宗萬^{ホジョンマン}責任副議長)などと挨拶し、北朝鮮や朝鮮総聯に対する理解を求めた。

警察では、北朝鮮や朝鮮総聯による諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

注1：北朝鮮の核問題の解決に向けた協議で、日本、米国、韓国、中国、ロシア及び北朝鮮が参加

注2：正式名称を在日本朝鮮人総聯合会という。

コラム▶ 北朝鮮によるミサイル発射

Column

21年4月5日、北朝鮮は、我が国を始めとする関係国の働き掛けにもかかわらず、「人工衛星」と称してミサイル発射を強行した。これを受けて、国際連合安全保障理事会は、北朝鮮を非難する議長声明を採択し、また、日本政府は、新たな内容を盛り込んだ対北朝鮮措置を実施した。

(2) 中国による対日諸工作

中国は、従来の素材産業中心の産業構造から、自主開発した高付加価値製品の製造・輸出産業中心の産業構造への転換を目指した政策を推進している。

また、2007年（平成19年）10月に開催された第17回中国共産党全国代表大会において胡錦濤総書記が行った政治報告の中で、軍隊の情報化及び武器装備の自主開発の方針が明確にされており、中国は、2008年（20年）9月、人民解放軍総装備部長の指揮の下、有人宇宙船「神舟7号」の打ち上げと中国初の船外活動を成功させたほか、自主開発による武器装備の配備を進めている。



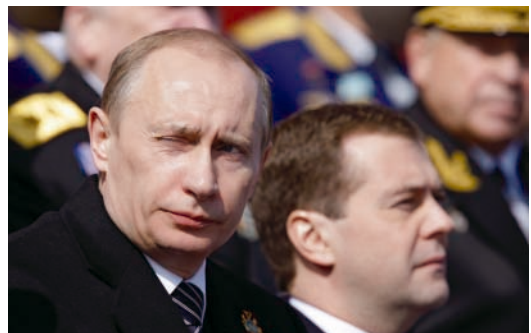
「神舟7号」の打ち上げ（AFP=時事）

中国は、これらの政策・方針の下、外国に研究者や技術者を積極的に派遣して先端科学技術の収集を図っており、我が国にも、先端科学技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、長期間にわたって、巧妙かつ多様な手段で情報収集活動を行っている。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

(3) ロシアによる対日諸工作

メドヴェージェフ大統領とプーチン首相は、2008年（平成20年）12月、「ロシア国家保安機関員の日」の祝賀会において、それぞれ、「国家の指導者は、機関員の勇敢さ、未来を予測する能力及び潜在的な脅威を暴き出す能力を常に高く評価している」、「対外情報庁（SVR）が提供する信頼性の高い情報は、軍事面や政治面での重要な決定をする場合において、常に重要な役割を果たしている」などと述べ、政策決定の過程における諜報活動の重要性を強調した。



メドヴェージェフ大統領とプーチン首相（AFP=時事）

ロシア情報機関員は、在日ロシア連邦大使館員や通商代表部員等の身分で入国し、違法な情報収集活動を繰り返し行っており、我が国においても、17年、18年及び20年と違法行為の摘発が続いている。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

(4) 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

① 大量破壊兵器関連物資等の拡散についての国際的な取組み

2008年（平成20年）7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の危険を克服し、テロリストによる大量破壊兵器の取得を防止するためにあらゆる努力を行うことなどを内容とする首脳宣言が発表され、拡散に対する安全保障構想（PSI）^(注)の重要性について確認された。

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、国際的な取組みにも積極的に参加しており、20年9月に実施されたニュージーランド主催のPSI海上阻止訓練には、警視庁及び大阪府警察のNBCテロ対応専門部隊が参加し、税関職員と共同で、コンテナ内で発見された大量破壊兵器関連物資に対する検査・特定等を行った。



PSI海上阻止訓練

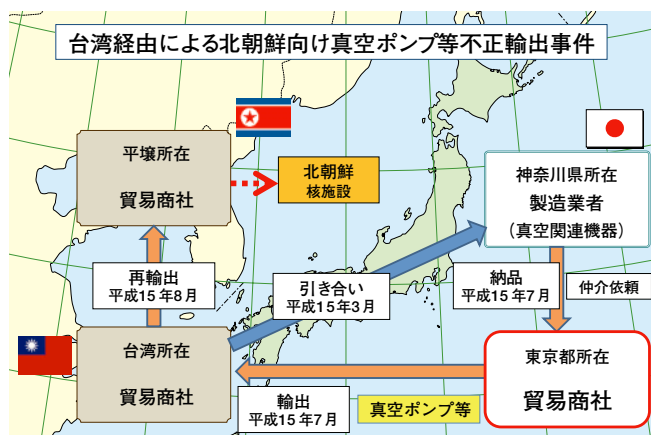
② 不正輸出の取締り

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを積極的に推進しており、20年中には、1件の不正輸出事件を検挙した。

また、これまで検挙した事件において、第三国を経由した迂回輸出の実態が確認されるなど、不正輸出の手口が更に悪質・巧妙化していくことが懸念されるなど、警察では、国内外の諸情勢を的確に把握・分析し、関係機関との活発な情報交換を通じた連携強化を図ることにより、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締りを強化していくこととしている。

事例

東京都内の貿易商社代表取締役（66）は、15年7月、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとしてその輸出が規制されている真空ポンプ等を、経済産業大臣の許可を受けることなく、台湾経由で北朝鮮向けに輸出した。20年7月、外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）で検挙した（神奈川）。



注：Proliferation Security Initiativeの略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組み

第6節

オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、平成19年5月、主流派と上祐派に内部分裂した。

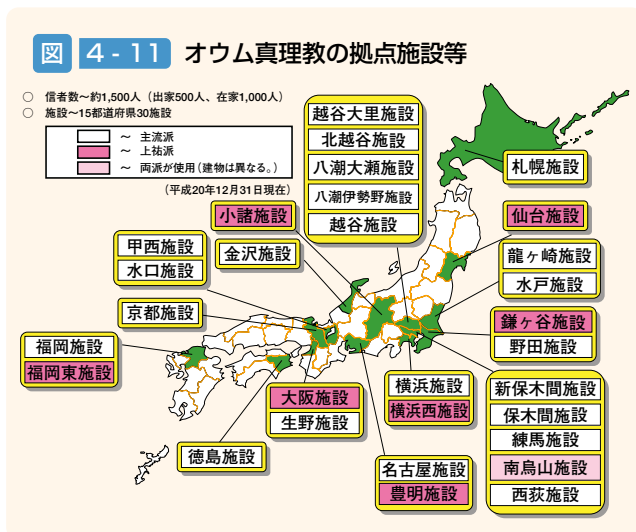
「アーレフ」を名乗る主流派は、危険な教義と厳格な修行を復活させるとともに、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調しており^(注1)、20年5月には、綱領、活動規定等を改正し、名称を「Aleph（アレフ）」に改めるとともに松本の写真や教材の使用を制限する規定を削除するなど、原点回帰を進めている。

一方、「ひかりの輪」を名乗る上祐派は、教団による事件を総括した文書や旧教材の廃棄状況を公表し、松本からの脱却が図られていると主張しているが、地下鉄サリン事件以前からの信者が多数を占めており、また、かつて松本が教団を維持するために別の宗教団体を作るよう指示し、その件は主に当時教団の幹部であった上祐史浩代表に任されていたことなどが判明しており^(注2)、観察処分^(注3)を免れるため、外形上、松本の影響力を払拭したかのように装って活動しているものとみられる。

(2) オウム真理教対策の推進

警察庁指定特別手配被疑者である平田信、高橋克也及び菊地直子の3人は依然として逃走中であることから、警察では、広く国民の協力を得ながら追跡捜査を推進している。また、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進し、平成20年中は、資金源確保等を目的とした私電磁的記録不正作出・同供用事件で1人を検挙するとともに、教団施設等4か所を捜索し、関係資料約1,100点を押収した。

警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体による要望を踏まえ、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。



警察庁指定特別手配被疑者（年齢は平成20年11月30日現在）



施設周辺での警戒警備活動

注1：松本の脳波を信者の脳に流す装置とされるPSI（通称ヘッドギア）を修行に用いるなどしている。

2：このほか、「ひかりの輪」の設立前後において、幹部信者が「脱麻原」は対外的に装うだけであり、帰依の対象は松本である旨の発言をしていたことなどが判明している。

3：教団は、平成12年2月から無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく公安調査庁長官の観察に付されており、24年1月までの観察処分の期間が更新されている。

第7節

右翼の動向と対策

(1) 右翼の動向

① 批判活動の展開

右翼は、平成20年中、領土問題、歴史認識問題等をとらえ、批判活動を執拗^{よう}に行った。

中国をめぐるっては、北京2008オリンピックの開催や中国製冷凍ギョーザによる薬物中毒事案等をとらえ、北朝鮮をめぐるっては、日本人拉致容疑事案等をとらえ、韓国をめぐるっては、竹島問題等をとらえ、ロシアをめぐるっては、北方領土問題等をとらえ、それぞれ関係国、日本政府等を批判した。

右翼が上記の批判活動に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、表4-4のとおりである。

表 4-4 右翼による批判活動に伴う動員数（平成20年）

	動員団体数(団体)	動員人数(人)	動員街頭宣伝車数(台)
中国関連	約3,720	約10,040	約2,510
北朝鮮関連	約1,320	約3,950	約1,100
韓国関連	約1,750	約4,990	約1,540
ロシア関連	北方領土の日(2月7日)	約160	約480
	「反ロデー」(8月9日)	約280	約1,290

注：数値は延べ数

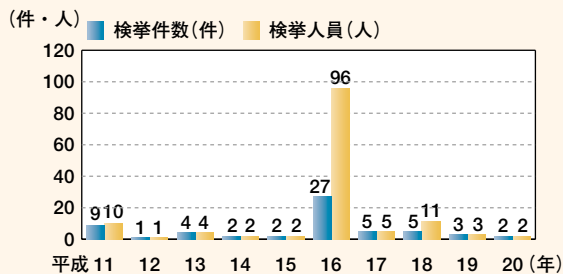
② 右翼関係事件の傾向

20年中は、2件の「テロ、ゲリラ」事件が発生した。

表 4-5 「テロ、ゲリラ」事件の概要等（平成20年）

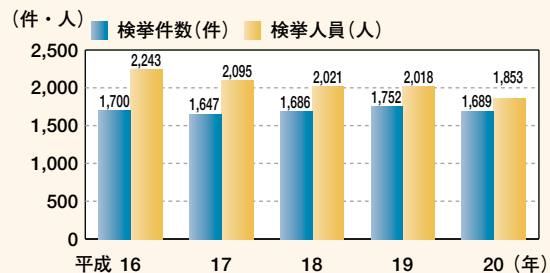
発生月日	発生場所	事件の概要	逮捕人員
2月1日	東京	日本の北京2008オリンピック出場に抗議する目的で、自由民主党本部正門前において、「北京五輪出場辞退せよ」などと記載したピラを散布し、赤色塗料入りの容器を同本部正門に投げ付けて汚損させた。同日、器物損壊罪で逮捕	1人
2月6日	東京	靖国神社で発生した中国人による日章旗損壊等事案に係る外務省の対応に抗議する目的で、同省敷地内に侵入し、火炎瓶を同省正門玄関に投げ付けて炎上させ、所持していた柳刃包丁を自己の腹部に突き刺し自傷した。同日、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反（使用）等で逮捕	1人

図 4-12 「テロ、ゲリラ」事件の検挙状況の推移（平成11～20年）



注：平成15年12月から16年1月にかけて検挙した「建国義勇軍国賊征伐隊」構成員らによる事件(検挙件数24件、検挙人員91人)については、すべて16年に計上

図 4-13 右翼関係事件の検挙状況の推移（平成16～20年）



20年中の右翼による違法行為（右翼関係事件）の検挙状況は、図4-13のとおりである。このうち、右翼運動に伴う事件^(注)の検挙状況は、次のとおりである。

〈右翼運動に伴う事件の検挙状況〉

検挙件数…130件（全検挙件数の7.7%） 検挙人員…212人（全検挙人員の11.4%）

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

また、右翼による恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況は、次のとおりであり、道路交通法違反を除く全検挙件数の44.8%を占めている。

〈資金獲得を目的とした事件の検挙状況〉

- 検挙件数…339件（道路交通法違反を除く全検挙件数の44.8%）
- 検挙人員…444人（道路交通法違反を除く全検挙人員の48.4%）

さらに、右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、次のとおりであり、銃器の多くを暴力団から入手しているものとみられる。

〈右翼及びその周辺者からの銃器押収状況〉

- 20年中の押収…7丁（前年比9丁（56.3%）減少）
- 過去5年間の押収…85丁
- （暴力団と関係を有する者からの押収…49丁（57.6%））



押収したけん銃

(2) 右翼対策の推進

① 「テロ、ゲリラ」事件の未然防止に向けた違法行為の検挙

警察では、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の未然防止を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙に努めている。

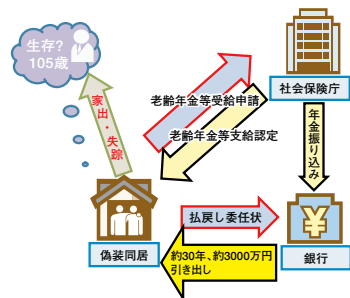
事例 ①

政治団体代表（59）らは、平成19年10月、街頭宣伝車で町役場に押し掛け、同町内の廃棄物の収集及び運搬を請け負うなどしていた業者が不法に産業廃棄物を保管しているとして、同業者の許可の取消し等を要求したが、同町が誠実な対応をしなかったなどとして、再度、町役場に押し掛け、団体の威力を示して同町職員を脅迫した。20年1月、3人を暴力行為等処罰二関スル法律違反（集団的脅迫）で逮捕した。

さらに、同団体幹部（46）は、けん銃1丁及び実包を自宅に隠し持っていたことから、同月、銃砲刀剣類所持等取締法違反（けん銃所持等）で再逮捕した（群馬）。

事例 ②

政治団体幹部（61）は、実父が約30年前に家出し、失踪状態になっているにもかかわらず、家出人捜索願等の届出をせずに、実父との同居を装い、虚偽の現況届を社会保険庁に郵送するなどして、実父の老齢厚生年金等を銀行から不正に引き出してだまし取った。20年10月、詐欺罪で逮捕した（埼玉）。



② 街頭宣伝車対策の推進

警察では、右翼が街頭宣伝車を用いて行う活動のうち、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質なものについては、様々な法令を適用して徹底した取締りに努めている。

〈20年中の取締り状況〉

- 暴騒音条例に基づく停止・中止命令…………… 96件
- 勧告……………152件
- 立入…………… 16件
- 恐喝罪、名誉毀損罪、暴騒音条例違反等による検挙…………… 37件、62人



街頭宣伝車の取締り状況

第 8 節

極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、平成20年中も、周囲に警戒心を抱かせないよう暴力性を隠しながら、労働運動や大衆運動に取り組み、組織の維持・拡大を企図した。

① 革マル派

革マル派^(注1)は、機関紙「解放」に「許すな！今日版貧窮化」と題する非正規雇用問題に関する記事を掲載したり、主要な労働組合が主催する定期大会等の会場周辺でビラを配ったりするなどの労働運動や、北海道洞爺湖サミットへの反対行動を行うなどの大衆運動に取り組み、基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図った。

特に、JR総連^(注2)及びJR東労組^(注3)には相当浸透しているとみられる^(注4)。

また、東京都、千葉県及び神奈川県内のマンション等に設定された革マル派の非公然アジト4か所の一斉摘発^(注5)の結果、対立する組織・個人に対する調査活動を継続している革マル派の実態が明らかになった。

② 中核派

中核派（党中央）^(注6)は、労働運動を通じての組織拡大を重視する「階級的労働運動路線」を進めており、20年11月、その成果と国際連帯をアピールすることを目的として、東京都で約2,550人を集めて「全国労働者総決起集会」を開催した。

また、19年11月に中核派（党中央）と分裂した関西地方委員会は、機関紙等で中核派（党中央）の「打倒」を主張して、「革命的共産主義者同盟全国委員会の再建をめざす全国協議会」を結成するとともに、20年7月には独自の政治集会を開催し、他の極左暴力集団との共闘を模索しながら全国組織の結成に向け組織基盤の確立を図った。

図 4-14 革マル派の非公然アジトとして利用されたマンション等



注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

2：正式名称を全日本鉄道労働組合総連合会という。

3：正式名称を東日本旅客鉄道労働組合という。

4：平成13年1月21日から同年6月30日ころにかけて、JR東労組の組合員である被疑者7人が、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）大宮支社浦和電車区事務所等において、他の労働組合の組合員と行動を共にするなどしたJR東労組の組合員を集団で脅迫し、同組合から脱退させ、さらに、JR東日本から退職させた強要事件があり、同被疑者7人の中には、革マル派の活動家とみられる者がいる。

5：平成20年2月、神奈川県警察及び警視庁が、革マル派の活動家（42）による有印私文書偽造等事件に関して実施

6：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

③ 革労協

革労協主流派^(注1)は、成田国際空港の暫定平行滑走路の北側延伸工事等に反発し、20年3月、成田国際空港に向けて、また、革労協反主流派^(注2)は、在日米軍の再編をめぐる議論等をとらえた反戦闘争に取り組む中、同年9月、在日米海軍横須賀基地に向けて、それぞれ飛翔弾を発射する「テロ、ゲリラ」事件を引き起こした。また、両派は、日雇労働者を対象とした相談活動や炊き出しを行って同調者の獲得を図り、集会、デモ等にこれらの労働者を動員した。



「成田国際空港に向けた飛翔弾発射事件」の発射装置

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査や非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、ポスターを活用して、国民からの広範な情報提供を促すなど、各種対策を推進している。

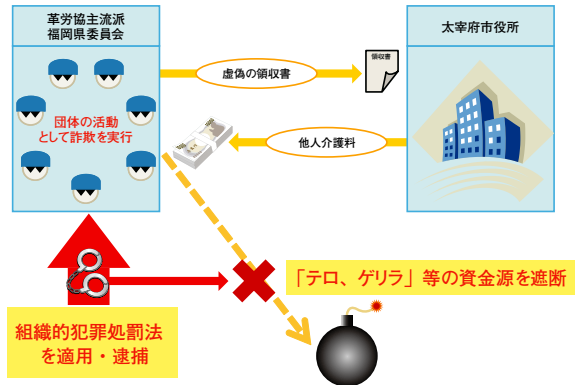
平成20年中には、革マル派の非公然アジト4か所を摘発するとともに、活動家及びその同調者合計109人を検挙した。



捜査への協力を呼び掛ける広報用ポスター

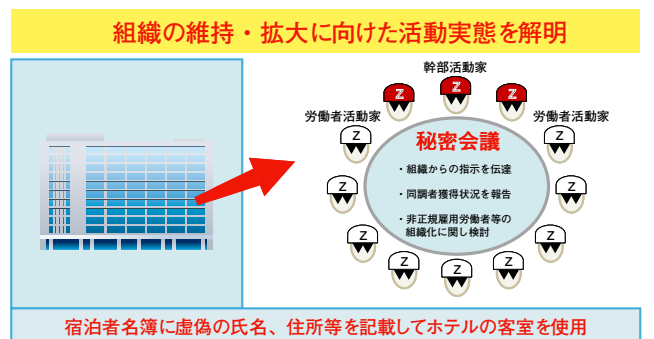
事例 ①

革労協主流派の活動家(52)らは、同派の活動に協力していた身体障害者を介護したように装って虚偽の領収書を福岡県太宰府市に提出し、生活扶助の障害者加算他人介護料名下に同市から約190万円をだまし取った。20年5月、7人を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(組織的な詐欺)で逮捕した(福岡)。



事例 ②

革マル派の活動家(63)らは、大阪府及び和歌山県に所在するホテルにおいて、宿泊者名簿に虚偽の氏名、住所等を記載し、同派の会議を開催するために客室を使用した。20年11月、12人を有印私文書偽造・同行使用罪等で逮捕した(大阪、和歌山)。



注1：正式名称を革命的労働者協会(社会党社青同解放派)という。

注2：正式名称を革命的労働者協会(解放派)という。

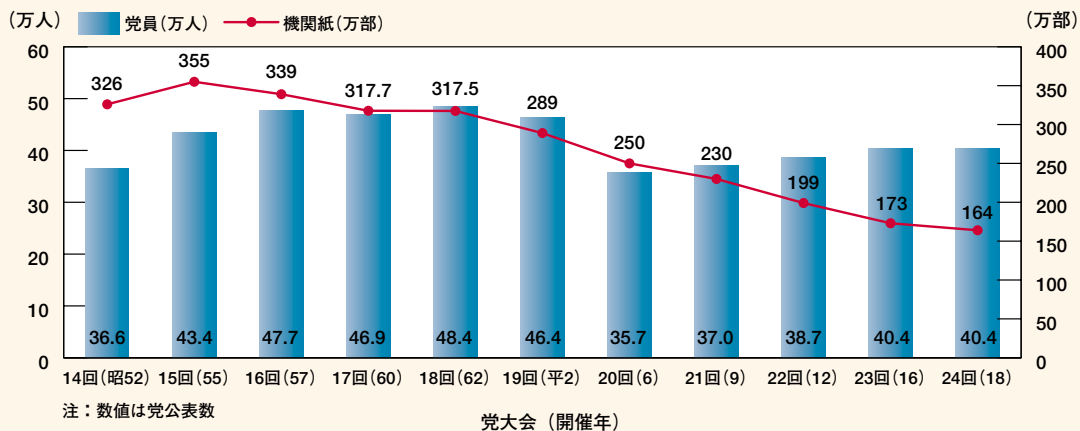
第9節

日本共産党等の動向

(1) 日本共産党の動向

日本共産党は、「すべての支部が新しい党員を迎えること」を目標に掲げた平成19年9月の第5回中央委員会総会後、約1年4か月間で1万4,000人の新入党員を獲得したと発表している。また、新入党員については、20歳代、30歳代の者が2割から3割程度を占め、非正規雇用問題や長寿医療制度（後期高齢者医療制度）等に関する日本共産党の主張に共鳴して入党したとする事例を紹介しながら、引き続き党勢の拡大を図っている。

図 4-15 党員・機関紙の増減（昭和52～平成18年）



さらに、日本共産党は、20年2月及び8月、静岡県で、「若い機関幹部の計画的・系統的養成」を目的とした第2期「特別党学校」を開催したほか、同年7月の第6回中央委員会総会で、日本民主青年同盟（以下「民青同」という。）について、「現在の党を支える中心的な活動家等の多くは、民青同で青春を過ごした人々。民青同の前途は党と進歩の事業の未来にとって極めて重要な意義を持つ」として、日本共産党と民青同の共同事業として、「若者の中に強大な民青同」をつくることを強調し、若手幹部の育成や民青同への援助を強めている。



第6回中央委員会総会（共同）

(2) 全国労働組合総連合の動向

日本共産党の指導・援助により結成された全国労働組合総連合（全労連）は、平成20年7月の第23回定期大会において、憲法を職場と地域にいかすことを基調に、「なくせ貧困」、「住み続けたい地域」、「戦争をしない・参加しない日本」の運動を展開することを今後2年間の運動方針として決定するとともに、派遣労働者やパート労働者の地位向上の取組みを支援する「非正規雇用労働者全国センター」を正式に発足させたほか、「組織拡大推進費」を新設するなど組織拡大への体制づくりを確認した。

第10節

大衆運動の動向

(1) 平和運動等

労働組合、大衆団体等は、憲法改正問題をめぐり、平成20年5月4日から6日にかけて、千葉県千葉市で、「世界は9条をえらび始めた」などと訴え、約2万人（主催者発表）を集め、「9条世界会議」を開催した。また、米海軍横須賀基地への原子力空母ジョージ・ワシントン配備をとらえ、神奈川県横須賀市で「原子力空母の配備を許すな」などと訴え、7月13日に約3万人（主催者発表）、同月19日に約1万5,000人（主催者発表）を集め、抗議集会やデモを行った。



中国のチベット政策に対する抗議

このほか、大衆団体等は、中国のチベット政策をめぐり、北京2008オリンピック聖火リレー<長野>、中国要人来日等をとらえて抗議集会やデモを行った。

(2) 反原発運動

反原発団体は、原子力発電に使用した核燃料からウラン・プルトニウム混合酸化物等を取り出すための商業用施設である日本原燃株式会社再処理工場（青森県六ヶ所村）の本格稼働をめぐり、平成20年4月12日及び6月7日に青森県青森市で「止めよう再処理」などと訴え、抗議集会やデモを行った。



原子力発電の危険性を訴える抗議デモ

また、19年7月の新潟県中越沖地震に伴う安全性確認作業のために稼働を中止している柏崎刈羽原発（新潟県柏崎市）をめぐり、20年6月28日及び29日に新潟県柏崎市で、高速増殖炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）の運転再開をめぐり、12月6日に福井県敦賀市で、それぞれ抗議集会やデモを行った。

(3) 海外から波及した過激な大衆運動

反グローバリズムを掲げる過激な勢力は、2008年（平成20年）7月に開催された北海道洞爺湖サミットをめぐり、同月5日に北海道札幌市で約5,000人（主催者発表）を集めるなど、海外の団体等と連携しながら様々な抗議集会やデモを行った。中には、黒装束をまとったブラックブロック^(注)を模倣した者も見受けられた。



調査捕鯨船への妨害行為
(提供：(財)日本鯨類研究所)

また、米国の環境保護団体「シー・シェパード（Sea Shepherd）」は、20年1月、3月及び12月に南極海において、我が国の調査捕鯨船に、薬品入りの瓶を投てきしたり、活動家が乗り込んだりするなどの妨害行為を行った。

事例

20年4月、環境保護団体「グリーンピース・ジャパン」の構成員（31）らは、調査捕鯨船の乗組員が鯨肉を横領しているとし、これを告発するためと称して、青森県内の運輸会社に侵入し、鯨肉約23キログラムを盗んだ。同年6月、2人を窃盗罪等で逮捕した（青森、警視庁）。

注：国際会議の妨害等を目的として、黒い衣服やマスクを着用し、投石等の暴力行為を含む過激な抗議行動を行う者の集まり又はその抗議方法

第 11 節

自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動

平成20年中は、地震、台風、大雨、強風及び高潮により、死者・行方不明者51人、負傷者851人等の被害が発生した。16年から20年にかけての自然災害による主な被害状況は、表4-6のとおりである。

表 4-6 自然災害による主な被害状況（平成16～20年。21年4月30日現在）

区分	年次	16	17	18	19	20
死者・行方不明者（人）		285	45	58	30	51
負傷者（人）		7,775	1,543	676	3,074	851
全壊又は半壊した住家（戸）		33,476	5,335	2,304	9,946	256
流失した住家（戸）		20	1	0	0	0
浸水した住家（戸）		167,713	26,113	15,850	11,819	35,650
損壊した道路（箇所）		11,716	2,253	1,197	1,573	1,509
崩れた山崖（箇所）		6,959	1,458	4,741	1,517	832

① 地震

20年中は、6月の平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震、7月の岩手県沿岸北部を震源とする地震等が発生し、死者・行方不明者24人、負傷者648人等の被害が発生した（21年4月30日現在）。

20年中の主な地震の概要及び警察がとった措置は、次のとおりである。

ア 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震

20年6月14日午前8時43分ころ、岩手県内陸南部を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、同県奥州市、宮城県栗原市で震度6強、同県大崎市で震度6弱を観測した。

この地震により、死者13人、行方不明者10人、負傷者427人等の被害が発生した（21年4月30日現在）。

イ 岩手県沿岸北部を震源とする地震

20年7月24日午前0時26分ころ、岩手県沿岸北部を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、同県野田村、青森県八戸市・五戸町・階上町で震度6弱^(注1)を観測した。

この地震により、死者1人、負傷者210人等の被害が発生した（21年4月30日現在）。

ウ 警察がとった措置

関係県警察では、本部長を長とする災害警備本部等を設置し、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。警察庁では、警備局長を長とする災害警備本部を設置し、必要な措置を講じた。また、県公安委員会からの援助の要求を受け、他の都道府県警察では、広域緊急援助隊やヘリコプターの派遣等の援助を行った^(注2)。



岩手・宮城内陸地震に伴い被災地向かう広域緊急援助隊



岩手・宮城内陸地震に伴い被災者の救出救助に当たる広域緊急援助隊

注1：岩手県洋野町大野の震度計（岩手県設置）で震度6強を観測したが、計測震度の品質管理上の問題が発生したため、気象庁は、当該震度計で観測された震度は不明として取り扱うこととした。

2：平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震では、北海道警察、青森・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡・愛知の各県警察及び警視庁が、8日間で延べ約1,430人の広域緊急援助隊を、北海道警察、青森・秋田・山形・千葉・神奈川・新潟・山梨の各県警察及び警視庁が、17日間で延べ約60機のヘリコプターを、それぞれ派遣した。また、岩手県沿岸北部を震源とする地震では、宮城・秋田・山形・福島の各県警察が、約160人の広域緊急援助隊を、北海道警察、宮城・千葉・神奈川・新潟の各県警察及び警視庁が、2日間で延べ約10機のヘリコプターを、それぞれ派遣した。

② 大雨及び台風

20年中は、7月28日及び29日に、北陸地方と近畿地方において、多いところで1時間に80ミリ前後の大雨を記録したほか、8月26日から31日にかけては、九州南部に接近し日本の南海上を進んだ低気圧の影響で、東海、関東、中国及び東北地方等で記録的な豪雨（平成20年8月末豪雨）となるなど、日本各地で短時間かつ局地的な大雨を記録した。これらの大雨及び日本に接近した2個の台風により死者・行方不明者20人、負傷者49人等の被害が発生した（21年4月30日現在）。

関係都道府県警察では、大雨等の発生に際し、災害警備本部等を設置し、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局では、災害警備連絡室等を設置し、関連情報の収集や関係機関との連絡調整を行うなど必要な措置を講じた。



平成20年8月末豪雨に伴い行方不明者の捜索に当たる機動隊

(2) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザへの対応は、国内外における緊急の課題となっている。

政府は、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するなど、新型インフルエンザ対策を進めており、警察庁においても、20年4月に「警察庁新型インフルエンザ対策委員会」を設置し、同年9月に「警察庁新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した（21年3月改定）。

また、21年4月以降、新型インフルエンザ（A/H1N1）が国内外で発生したことに伴い、警察では、同行動計画及び各都道府県警察において策定した新型インフルエンザ対策行動計画に即して、関係機関と連携し、国際空港等における警戒活動の強化等の水際対策の支援のほか、必要に応じ、医療機関等における警戒活動等の医療活動の支援及び混乱に乗じた犯罪の取締り等の社会秩序の維持を始めとする諸対策を実施している。

図 4-16 「警察庁新型インフルエンザ対策行動計画」の概要

- 政府計画で明確化された目的「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」及び「社会・経済を破綻に至らせない」の記載
- 発生時に治安の確保に必要な警察活動を維持、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処
- 政府行動計画改定作業に参画、情勢の変化や政府計画改定に対応し、計画を随時修正

実施体制の整備

- 警察庁は、総合力を発揮して対処し得る体制として、事態に応じ、
 - ・ 対策室（室長：警備企画課長）
 - ・ 対策本部（本部長：警備局長）
 - ・ 対策本部（本部長：長官又は次長）を設置
- 都道府県警察も、同様に、
 - ・ 連絡室
 - ・ 対策室
 - ・ 対策本部
 を設置
- 情報の収集・連絡体制整備
 - ・ 発生状況の把握と分析
 - ・ 報告・連絡体制の整備
- 業務継続に向けた措置
 - ・ 優先業務への集中運用
 - ・ 各都道府県警察への応援派遣
- 装備資機材に関する措置
 - ・ 有効活用した警戒活動実施
 - ・ 確実な着装の徹底
 - ・ 適正管理とその整備
- 情報通信の確保
 - ・ 通信施設の障害未然防止
 - ・ 早期に障害復旧をするための関係事業者等との協力体制

感染予防・拡大の防止

- 職員の感染予防・拡大の防止
 - ・ 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの投与・接種
 - ・ 職員発症時の対応要領確立
 - ・ 発症職員の治療体制の確保
- 被留置者の感染予防・拡大の防止
 - ・ 留置業務担当者への感染予防対策の周知徹底
 - ・ 感染者の隔離及び早期診療
 - ・ 感染者との接触者の検診

感染拡大防止・被害最小化活動

関係機関の活動に伴う措置

（支援要請又は情勢に応じて実施）

- 防疫措置の支援
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザ国内発生時の周辺地域における警戒活動
 - ・ 当該事案発生時の周辺地域における交通規制
- 水際対策の支援
 - ・ 国際空港・検疫所・停留場等に対する管理者対策の実施
 - ・ 当該施設及びその周辺における警戒活動
 - ・ 当該施設及びその周辺における交通規制
 - ・ 感染拡大期等における検疫体制縮小に伴う措置
- 地域封じ込めの支援
 - ・ 地域封じ込め実施可否に関する検討への参画
 - ・ 当該実施地域における警戒活動
 - ・ 当該実施地域周辺における交通規制
- 医療活動等の支援
 - ・ 医療機関等に対する管理者対策の実施
 - ・ 当該施設及びその周辺における警戒活動
 - ・ 当該施設及びその周辺における交通規制

警察主体の措置

- 感染者の密入国に対する警戒活動
 - ・ 検疫所等関係機関との緊密な連携
 - ・ 沿岸警備の強化
- 多数死体取扱いに当たっての措置
 - ・ 医師及び関係機関等との緊密な連携
 - ・ 多数死体取扱い手順に基づいた死体検分
- 関係法令違反事件取締りと社会秩序の維持
 - ・ 相談対応を通じた住民等の不安の軽減
 - ・ 各種犯罪防止のための広報啓発活動
 - ・ 家畜伝染病予防法違反の取締り
 - ・ 新型インフルエンザ関係法令違反の取締り
 - ・ 薬事法、特定商取引法違反等の混乱に乗じた犯罪の取締り
 - ・ 社会的混乱が発生、又は発生するおそれがある場合の治安の維持確保

小康期における措置

- 引き続き、職員等の感染予防及び社会秩序の維持
- 対応の分析評価による対策改善

第12節

警備実施

(1) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との間の親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓迎者の雑踏事故防止を図っている。

平成20年中の国内での主な行幸啓は表4-7、行啓は表4-8のとおりである。

海外へは、皇太子殿下が、2008年（20年）サラゴサ国際博覧会御臨席等のためスペイン（7月）を御訪問になるなど、皇族方が合計5回御訪問又は御旅行になった。

表 4-7 天皇后両陛下の主な行幸啓（平成20年）

4月	日本ブラジル交流年・日本人ブラジル移住100周年にちなんだ日系ブラジル人多数在住地域御訪問（群馬）
6月	第59回全国植樹祭御臨場（秋田）
9月	第28回全国豊かな海づくり大会御臨席（新潟）
9月	第63回国民体育大会御臨場（大分）
10月	源氏物語千年紀記念式典御臨席（奈良・京都）
11月	スペイン国王陛下及び王妃陛下御案内（茨城）



天皇后両陛下のスペイン国王陛下及び王妃陛下御案内に伴う警衛警備

表 4-8 皇太子殿下の主な行啓（平成20年）

4月	第19回全国「みどりの愛護」のついで（山口）
7月	平成20年度全国高等学校総合体育大会（埼玉）
10月	第32回全国育樹祭（愛媛）

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備諸対策を推進して要人の身の安全を確保している。

20年中の首相の主な海外訪問は表4-9、主な外国要人の来日は表4-10のとおりである。

また、国内においては、9月に福田首相の辞任に伴う自由民主党総裁選挙が行われ、石原伸晃氏、小池百合子氏、麻生太郎氏、石破茂氏及び与謝野馨氏が立候補し、全国17か所で街頭演説会を行った。

このほか、7月に北海道洞爺湖サミットが開催されたほか、4月から6月にかけて、全国8か所で関係閣僚会議が、5月に神奈川県横浜市で第4回アフリカ開発会議が、9月に広島県広島市で第7回G8下院議長会議が、12月に福岡県太宰府市で日中韓首脳会議が、それぞれ開催され、国内外から多数の要人が出席した。



日中韓首脳会議

表 4-9 首相の主な海外訪問（平成20年）

福田首相（当時）	
1月	世界経済フォーラム2008年年次総会（ダボス会議）出席等に伴うスイス訪問
2月	大統領就任式出席等に伴う韓国訪問
6月	首脳会談出席等に伴うドイツ、英国及びイタリア訪問
8月	北京2008オリンピック開会式出席等に伴う中国訪問

麻生首相	
9月	国連総会出席等に伴う米国訪問
10月	ASEM首脳会合出席等に伴う中国訪問
11月	金融・世界経済に関する首脳会合出席等に伴う米国訪問
11月	APEC首脳会議出席等に伴うペルー訪問

表 4-10 主な外国要人の来日（平成20年）

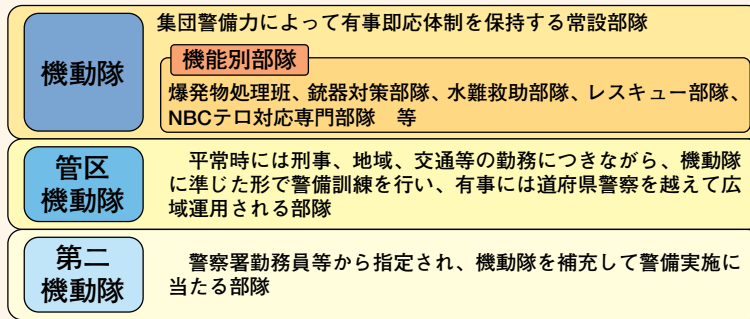
5月	胡錦濤中国国家主席夫妻
6月	潘基文国連事務総長夫妻
10月	英国皇太子殿下及びコーンウォール公爵夫人
11月	スペイン国王陛下及び王妃陛下

(2) 機動隊の活動

① 機動隊の種類と機能

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう機能別部隊が編成されている。

図 4-17 機動隊の概要



機動隊訓練

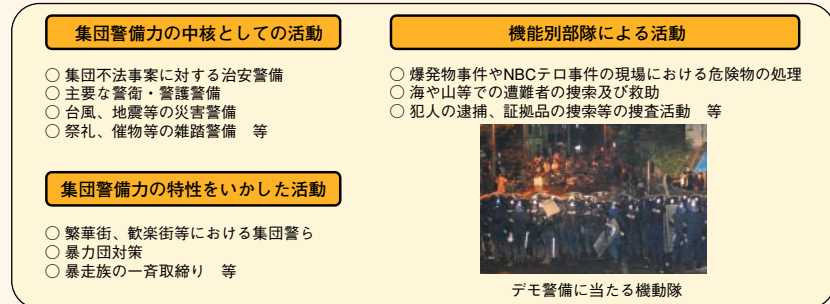


レスキュー訓練

② 機動隊の任務と活動

機動隊は、危機管理のための集団警備力の中核として、各種の警備に当たっている。また、機能別部隊は、その専門能力をいかした人命救助活動や捜査活動等に従事している。

図 4-18 機動隊の活動



(3) 雑踏警備

警察では、祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、あらかじめ、行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の雑踏警備を行っている。

また、平成13年7月に兵庫県明石市で発生した雑踏事故の教訓を踏まえ、雑踏事故対策に当たり遵守すべき基本的事項の再徹底や雑踏事故防止のための体制の確立に努めている。

表 4-11 雑踏警備実施状況の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
人出(千人)		635,799	664,853	629,746	639,847	639,889
出動警察官(千人)		509	499	501	497	505

図 4-19 雑踏警備の流れ

